三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	
変更後	安武　清

(2)　変更年月日

平成二十三年四月二十五日

○九州地方整備局告示第百十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年六月二日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　登録番号

九州地方整備局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

九州住宅保証株式会社

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	山下　英雄
変更後	

(2)　変更年月日

平成二十三年四月二十八日

○九州地方整備局告示第百十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年六月二日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　登録番号

九州地方整備局長　7

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	
変更後	若原　一雄

(2)　変更年月日

平成二十三年五月一日

○九州地方整備局告示第百十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から代表者の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年六月二日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　登録番号

九州地方整備局長　1

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人福岡県建築住宅センター

三(1)　代表者の氏名の変更

変更前	松田　雪晴
変更後	水田　健二

(2)　変更年月日

平成二十三年五月一日

四(1)　役員の氏名の変更

変更前	松田　雪晴、市丸　亮、鎌倉　智之
変更後	河口　英生、森　敏彦、成瀬　岳人

(2)　変更年月日

平成二十三年五月一日

五(1)　専任の管理者の氏名の変更

変更前	辻　裕二
変更後	渡辺　猛雄

(2)　変更年月日

平成二十三年五月一日

六(1)　評価員の氏名の変更

変更前	藤井　信博
変更後	岡田　幸雄

(2)　変更年月日

平成二十三年五月一日

○北海道開発局告示第六十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年六月二日

北海道開発局長　高松　泰

その関係図面は、平成二十三年六月二日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十一号	美唄市字チャシュナイ八〇九番七から同市字チャシュナイ七九五番二まで	北海道開発局及び同局札幌開発建設部

供用開始の期日　平成二十三年六月二日